

酒田市 幼児教育利用者(1号認定)負担額表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担(月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	保育料 0円
B	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税の場合はこの階層を含む)	
C	所得割課税額 77,101円未満	副食費無償 所得割課税額77,101円未満
D	市町村民税所得割課税世帯で、保護者の所得割課税額合計が表記の区分に該当する世帯 所得割課税額 77,101円以上211,200円以下	
E	所得割課税額 211,201円以上	副食費有償 所得割課税額77,101円以上

幼児教育・保育の無償化により令和元年10月以降、全ての階層区分の利用者負担額(保育料)が無償となっています。但し、保護者の所得割課税額により、別途副食費等費用がかかります。預かり保育を希望する方で、保護者が就労等により保育の必要性が認められる方については、別途申請することで、預かり保育の料金が無償になる場合があります。詳しくは市子育て支援課へお問い合わせください。

○ 児童の副食費について

1号認定の児童は副食費が掛かります。但し、所得割課税額が77,101円未満の場合、副食費は全額免除となります。なお、所得割課税額に関わらず第3子以降の児童の副食費は全額免除となります。

- 子ども・子育て支援法により運営する幼稚園又は認定こども園を幼稚園型として利用する場合の利用者負担額表です。
- 預かり保育(長時間利用)等の料金は各施設の設定する料金になるため、利用施設にご確認ください。
- 4月から8月の利用者負担額は、令和3年分所得より算定された令和4年度課税の市区町村民税税額控除前所得割額から、9月から3月の利用者負担額は、令和4年分所得より算定された令和5年度課税市区町村民税税額控除前所得割額から算定されます。

(例)令和5年度の保育料と副食費の算定について

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4月1日から8月31日まで 令和4年度所得割課税額より算定 (令和3年1月~12月所得より算定)					9月1日から3月31日まで 令和5年度所得割課税額より算定 (令和4年1月~12月所得より算定)						

◎問い合わせ

酒田市役所 保育こども園課 保育支援係
八幡総合支所 健康福祉係
松山総合支所 健康福祉係
平田総合支所 健康福祉係

電話 0234-26-5735
電話 0234-64-3113
電話 0234-62-2611
電話 0234-52-3911